

川越市総合計画審議会の会議の運営に関する要領

川越市総合計画審議会規則（平成26年規則第60号）第5条の審議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月22日から施行する。